

甲斐市商工会  
住まいの  
応援団

甲斐市商工会建設部長から「ひとこと」  
お住まいのことで困ったとき、すぐに相談できる場所はありますか？  
どこに相談してよいかお困りではありませんか？  
かいてき住まいの応援団は、そんなお客様の相談に  
とことん親身になってお応えします。  
小さな相談でも遠慮なく、まずはお気軽に  
商工会に相談してください。

地元の業者さん  
だから安心して  
任せられます！

信頼ある甲斐市

商工会の加盟店が

「かいてき住まい」づくりを

応援します。住宅リフォームから

新築施工まで、あらゆる住まいの

相談にお応えします。

ご相談内容例 その他のお困りごと、お気軽にご相談ください。

<p><b>新築・増改築工事</b></p> <p>新築、増改築、ソーラー、耐震工事、屋根、雨樋、サッシ・雨漏り工事等</p>	<p><b>外壁工事</b></p> <p>外壁リニューアル、壁工事、外壁洗浄等</p>	<p><b>内装インテリア工事</b></p> <p>床、天井工事、畳の張り替え、襖・障子、網戸の張り替え、ブラインド・ガラス・カーテン、建具製作・補修、家具製作・補修等</p>	<p><b>造園・外構(エクステリア)工事</b></p> <p>造園・植栽、門・塀、墓石・庭石、物置・車庫、フェンス、整地・舗装・看板製作等</p>	<p><b>水廻り工事</b></p> <p>上下水道・給排水、パイプクリーニング、さく井(井戸)、水道管洗浄等</p>	<p><b>電気全般工事</b></p> <p>電気配線、エアコン・空調、エアコンクリーニング、防犯カメラ設置、LED販売、テレビ等設置等</p>	<p><b>快適な住環境整備</b></p> <p>ハウスクリーニング、害虫・害獣駆除、消臭・カビ防止、白アリ調査、スベリ止め加工等</p>
---	--	---	---	--	---	--

**ご利用イメージ**

- 30代女性: 子供も生まれ新しい環境で生活したいのでハウスクリーニングをしてもらえませんか？
- 60代女性: 台風で雨樋がこわれました。修理してもらえませんか？
- 50代男性: 子供も巣立ったので子供部屋をリフォームしたいです。
- 40代男性: 長年の夢だった庭をきれいに植栽したいのですが相談にのってもらえますか？

**施工までの流れ**

お客様 → 相談・注文依頼 → 商工会 → 見積り・工事施工 → 支払い → 相談・注文伝達 → 施工報告等 → 加盟事業者

甲斐市から 住まいに関する 耳より情報

木造住宅 耐震化補助制度

■ 対象者(申請者): 甲斐市の住民基本台帳に記載されており、自己の所有する既存木造住宅に居住し、市税を滞納していない人。  
■ 対象となる「木造住宅」の主な条件: 甲斐市内にある既存木造住宅とし、次の要件に該当するものが対象  
① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの ② 木造在来軸組工法で建築されたもの ③ 2階建て以下、延べ床面積300平方メートル以下の住宅、その他、数項目要件があります。\*貸家は対象外。大地震に備えるために昭和56年5月31日以前の旧建築基準法で建てられた木造住宅を対象とした無料耐震診断で、総合評価が0.7未満と診断された場合には、以下の耐震化工事等に関する補助制度を利用できる場合があります。  
I. 耐震改修設計費補助金 II. 耐震改修工事費補助金  
III. 耐震シェルター設置工事費補助金 IV. 耐震リフォーム工事費補助金  
\*木造住宅耐震化補助事業について、施工後のものは対象となりません。  
●ブロック塀等の安全点検について  
・耐震診断を実施する木造住宅に附属するブロック塀等が、甲斐市耐震改修促進計画に定める避難路に面している場合、ブロック塀等の安全点検を併せて実施することができます。  
・すでに耐震診断を実施されている方は、ブロック塀等の安全点検のみ実施することができます。  
■ 申込・問合せ先: 建設課 055(278)1668



生け垣・花壇設置補助及び危険ブロック塀等撤去補助

■ 補助対象・主な要件 ※設置又は撤去前に職員の立会いが必要です。  
(1) 生け垣設置  
① 新設 ② 公道面に延長3m以上直線状に植栽 ③ 枝幅30cm以上  
(2) 花壇設置  
① 新設 ② 公道面に延長3m以上奥行0.7m以上(面積2.1㎡以上)設置  
(3) 既存ブロック塀等の取壊し  
① 生け垣又は花壇設置のための取壊し ② 種類、高さの基準なし  
(4) 危険ブロック塀等の取壊し(H30.9.1から5年間の申請期限あり)  
① 倒壊の危険性があるブロック塀等(組積造) ② 公道面に設置かつ高さが1m以上のもの  
■ 補助額  
(1) 「樹木購入」延長×9,500円/mの2/3、「支柱購入」延長×2,250円/mの2/3  
(2) 「設置経費」延長×9,000円/mの2/3、「苗等購入」面積×500円/㎡の2/3  
(3)・(4) 「取壊し」面積×9,000円/㎡の2/3  
\*それぞれにその他の要件、補助限度額あり  
■ 問合せ先: 都市計画課 055(278)1669



下水道排水設備等改造設備融資あっせん・利子補給制度

■ 対象者: 下水道処理区域内の家屋等の所有者、または所有者の同意を得た家屋の使用者。  
\*新築家屋、また市税等の未納がある場合は対象となりません。  
■ 借入条件  
借入限度額: 80万円(1世帯) 返済期間: 5年以内  
返済方法: 毎月元金均等  
■ 利子補給  
上記により借り入れた利子を市が補給します。  
\*毎年度末に利子として支払った金額を借入者の口座へ振り込みます。  
■ 問合せ先: 下水道課 055(278)1670  
\*申込み手続きは、甲斐市排水設備工事指定店が行います。



介護保険の住宅改修

■ 対象となる工事  
・手すりの取り付け・段差の解消・滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更・開き戸から引き戸等への扉の取り替え・和式便器から洋式便器へ取り替え・その他これらの工事に付帯して必要となる工事  
○保険給付の対象になるかをケアマネジャーや市にご相談ください。○工事を始める前に、市に申請(事前申請)をして承認を受ける必要があります。

■ 住宅改修費の支給限度額  
要介護状態区分に関わらず住宅改修費の上限20万円までが支給対象となり、そのうち自己負担は1割または3割(一定以上の所得がある方)です。  
\*上限額を超える額は利用者負担になります。\*1回の工事で20万円に満たない場合は、何回かに分けて使うこともできます。\*引越をした場合や要介護度が著しく重くなった場合は、再度支給を受けることができます。

■ 介護保険適用の要件  
・甲斐市の介護保険被保険者であること。・要介護・要支援認定を受けていて、着工日と完成日が認定有効期間内であること。・実際に居住している被保険者証に記載された住所の住宅の改修であること。  
・ご本人が在宅であること。(入所、入院していないこと)  
■ 問合せ先: 長寿推進課 055(278)1693



甲斐市商工会 住所: 甲斐市篠原 2710-1  
TEL: 055-276-2385 FAX: 055-279-0187

HPはこちら



甲斐市商工会 住まい 検索

http://kai-shokokai.jp.sumai/